

第4講 その1

「息子は選べないが、婿は選べる」－江戸時代の商家の相続－ (1999年度第3問)

次の(1)～(5)の文章は、江戸時代の有力な商人たちが書いた、いくつかの「家訓」(子孫への教訓書)から抜粋し、現代語に訳したものである。これらを読んで、下記の設問に答えよ。

- (1) 家の財産は、ご先祖よりの預かりものと心得て、万端わがままにせず、子孫へ首尾よく相続するように、朝暮心掛けること。
- (2) 天子や大名において、次男以下の弟たちはみな、家を継ぐ長男の家来となる。下々の我々においても、次男以下の者は、長男の家来同様の立場にあるべきものだ。
- (3) 長男については、幼少のころから学問をさせること。ただし、長男の成長が思わしくないときは、これに相続させず、分家などの間で相談し、人品を見て適当な相続者を決めるように。
- (4) 血脈の子孫でも、家を滅亡させかねない者へは家の財産を与えてはならない。このような場合には、他人でも役に立ちそうな者を見立て、養子相続させること。
- (5) 女子は他家へ嫁がされるものだ。親の家に暮らす子供のうちから気ままに育てられると、嫁ぎ先の家で辛抱することができなくなり、これがついには離縁されるもとなる。親元で厳しくされれば、他家にいるほうがかえって楽に思えるようになるものだ。

設問

江戸時代の有力な商人の家における相続は、武士の家とくらべてどのような特徴をもったか。上の文章に見られる長男の地位にふれながら、5行(150字)以内で述べよ。

解いてみましょう（第4講）

1 問われている（求められている）ことを確認する。

ア

について書く。

イ

とくらべて書く。

ウ

にふれながら書く。

エ 5行（150字）以内で書く。

2 武士の財産（収入）に関連する教科書のページと内容は、

教科書の



教科書の



3 与えられた資料と教科書の記述から作成した「東大チャート」を解く。

次のページに「東大チャート」があります。上記の「問われている（求められている）ことを確認する」と「関連する教科書のページと内容」も記されています。

東大チャート「江戸時代の商家の相続」(1999年度第3問)

(へは、ほぼ抜き出して入れる。へは、考えて「決めぜりふ」を入れる。)

(1) 家の財産は、ご先祖よりの預かりものと心得て、万端わがままにせず、子孫へ首尾よく相続するように、朝暮心掛けること。

商家にとって大切なことは、
① ことであった。

(2) 天子や大名において、次男以下の弟たちはみな、家を継ぐ長男の家来となる。下々の我々においても、次男以下の者は、長男の家来同様の立場にあるべきものだ。

相続を受ける者は、有力な商家も武家と同様に
② であることが原則とされていた。

(3) 長男については、幼少のころから学問をさせること。ただし、長男の成長が思わしくないときは、これに相続させず、分家などの間で相談し、人品を見て適当な相続者を決めるように。

ただし、商家においては、② の成長が思わしくない、つまり
③

(4) 血脈の子孫でも、家を滅亡させかねない者へは家の財産を与えてはならない。このような場合には、他人でも役に立ちそうな者を見立て、養子相続させること。

場合には、④ に相続させた。

さらに、⑤ に ⑥

場合には、⑦ に相続させた。

【教科書の記述】

17世紀半ばになると、多くの藩では地方知行制はみられなくなり、郡奉行や代官などが支配する藩の直轄領(蔵入地)からの年貢を蔵米として支給する俸禄制度がとられるようになった。(p. 174)

(明治になって)政府は華族・士族に対して、額を減らしたが依然として家禄を支給し、王政復古の功労者には賞典禄を与えていた。この家禄と賞典禄をあわせて秩禄というが、その支出は国の総支出の約30%を占めて大きな負担となった。(p. 265)

【背景には、次のことがあった。】

○**武士**の財産は ⑧ として ⑨ いた



○**商家**の財産は ⑩ した。

(5) 女子は他家へ嫁がされるものだ。親の家に暮らす子供のうちから気ままに育てられると、嫁ぎ先の家で辛抱することができなくなり、これがついには離縁されるものとなる。親元で厳しくされれば、他家にいるほうがかえって楽に思えるようになるものだ。

女子は、⑪ として
⑫ 。

抜き出したものをまとめる

商家にとって大切なことは ① ことであった。

相続を受ける者は、有力な商家も武家と同様に ② が原則とされていたが、

武家の財産が ⑧ として ⑨ いたのに対して、

商家の財産は、⑩ するため、② が

③ 場合は、④ や

⑦ に相続させた。

しかし、女子は ⑪ として ⑫ 。



4 150字に要約する。

第4講 その2

「女当主 平左衛門」－江戸時代の百姓の相続－

(2017年度第3問)

次の(1)～(4)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。

- (1) 17世紀後半頃には、農村においても夫婦とその親・子世代を中心とする「家」が広く成立し、家業と財産を代々継承することが重視されるようになる。当主は家を代表して年貢や諸役をつとめ、村の運営に参加した。
- (2) 江戸近郊のS村では、1839年から1869年の間に、81件の相続が行われた。相続者は、前当主の長男が46件と過半を占めたが、次男(4件)、弟(3件)、母(4件)、妻(後家)(6件)、養子(8件)などが相続する例もあった。
- (3) 上の例では、家族内に男性がいないときには女性が相続し、その後、婿や養子などの男性に家督を譲っていた。男子がいても、若年だった場合、問題を起こした場合、村を出て行った場合などには、女性の相続がみられた。
- (4) S村では、男性当主は家名として代々同じ名前を縦ぐことが多かった。平左衛門が死亡し、妻のひさが相続した例では、家ごとの構成員を示す宗門人別改帳には、「百姓平左衛門後家ひさ」と亡夫の名前を肩書きに付けて記された。一方、村の取決めや年貢などの書類には「平左衛門」の名前のみが書かれた。

設 問

- A S村では家の相続者はどのように決められていたか。2行(60字)以内で述べなさい。
- B 村と家において女性はどのように位置づけられていたか。(4)で当主の名前の書かれ方が男女で違ったことをふまえ、3行(90字)以内で述べなさい。

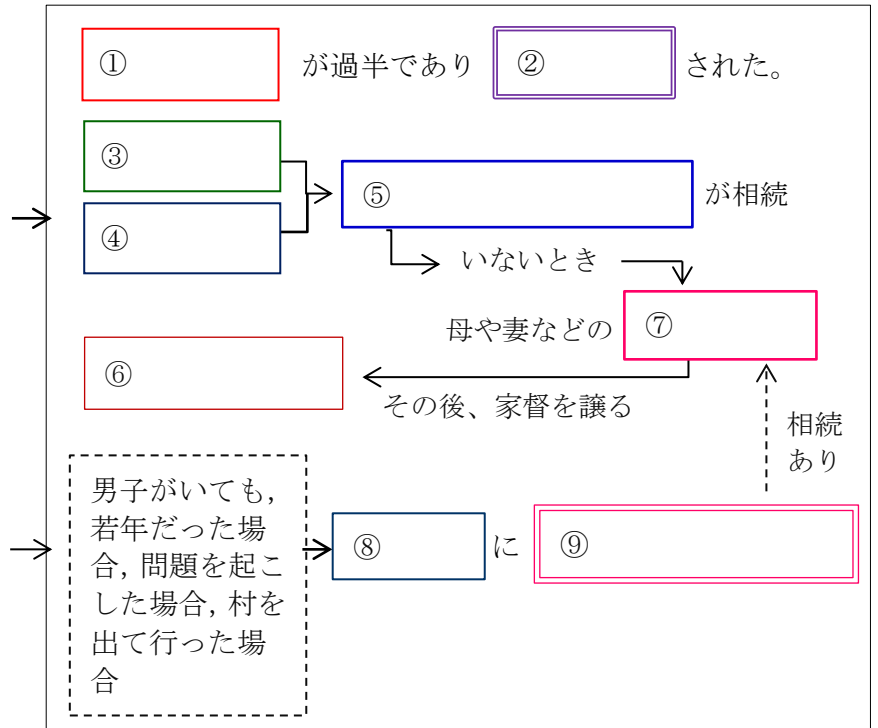
東大チャート「江戸時代の百姓の相続優先順位」(2017年度第3問設問A)

設問A S村では家の相続者はどのように決められていたか。60字以内で述べなさい。

(へは、ほぼ抜き出して入れる。へは、考えて「決めぜりふ」を入れる。)

(2) 江戸近郊のS村では、1839年から1869年の間に、81件の相続が行われた。相続者は、前当主の長男が46件と過半を占めたが、次男(4件)、弟(3件)、母(4件)、妻(後家)(6件)、養子(8件)などが相続する例もあった。

(3) 上の例では、家族内に男性がいないときには女性が相続し、その後、婿や養子などの男性に家督を譲っていた。男子がいても、若年だった場合、問題を起こした場合、村を出て行った場合などには、女性の相続がみられた。



抜き出したものをまとめる

がされ、次にやなどのやが相続した。が相続するのは、に場合に、へ譲るまでのであった。



60字に要約する。

東大チャート「女当主 平左衛門－江戸時代の百姓の相続－」（2017年度第3問設問B）

設問B 村と家において女性はどのように位置づけられていたか。(4)で当主の名前の書かれ方が男女で違ったことをふまえ、90字以内で述べなさい。

(へは、ほぼ抜き出して入れる。へは、考えて「決めぜりふ」を入れる。)

※ 設問Aの東大チャートと同じ空欄もありますが、番号は新しく①からつけています。

(1) 17世紀後半頃には、農村においても夫婦とその親・子世代を中心とする「家」が広く成立し、家業と財産を代々継承することが重視されるようになる。当主は家を代表して年貢や諸役をつとめ、村の運営に参加した。

(4) S村では、男性当主は家名として代々同じ名前を継ぐことが多かった。平左衛門が死亡し、妻のひさが相続した例では、家ごとの構成員を示す宗門人別改帳には、「百姓平左衛門後家ひさ」と亡夫の名前を肩書きに付けて記された。一方、村の取決めや年貢などの書類には「平左衛門」の名前のみが書かれた。

【教科書の記述】

村内には、いくつかの階層があった。農村では、石高が決定され、検地帳に登録された高請地としての田・畑や家屋敷をもち、年貢・諸役をつとめ、村政に参加する本百姓(石高持の戸主で男性)①が村の正規の構成員であった。

①百姓の家で未亡人(後家)になると、女性が戸主に準ずることもあった。(P.188)

(3) 上の例では、家族内に男性がいないときには女性が相続し、その後、婿や養子などの男性に家督を譲っていた。男子がいても、若年だった場合、問題を起こした場合、村を出て行った場合などには、女性の相続がみられた。

①は②を③して、④をつとめ⑤に参加するため、代々⑥として同じ名を継ぐことが多かった。女性が相続した場合でも、②の構成員としては亡夫との関係で記されており、②を③するものとは⑦。しかし、⑤に関わる書類上は、②を③する⑧として、⑥が使用された。ただし、女性が相続するのは⑨への⑩であった。以上のことから、村と家において女性は、⑪。

90字に要約する。

< エピソード 「江戸時代の豪商の実態」 >

江戸時代、武士の収入は、固定された家禄であり、多くの場合個人の才能が家の浮き沈みに関係しなくなっているから、御家騒動にならないように長男が家を継ぐと決めていた。

しかし、商家はそうはいかなかった。平和で経済が発展した社会においては、商家はまさに乱世であった。その中でいかに家の財産を守り、増やして子孫に伝えていくかは商家にとって最大の課題であった。

学生時代、指導教官であった脇田修先生が雑談の中で次のように言われたことがある。

「江戸時代の豪商は相当ぜいたくしていたように思われてるが、それは勘違いだ。彼らは相当儉約に力を入れている。ある時、泉屋（住友）の主人が、跡取りになるはずの長男が漬け物に醤油をかけたのを見て、歎いた。『漬け物に醤油をかけるようなぜいたく者に育ってしまって、家が潰れる。』と。漬け物はもともと味が付いとる。それなのに、なおそれに味をつけるようなぜいたくをしたらアカンちゅうことや。

店の主人かて食事は使用人と一緒に同じものを食べた。主人だけが良いものを食べたりなどしていない。そんなところを使用人に見せたら、使用人が本気で儉約しようとせんなる。だから食事は質素なものを一緒に食べて、どうしてももう少し何か欲しいなと思うたら、その後でそっと家を出て外で食べた。それくらい徹底していた。

家も長男が継ぐとは決まっていなかった。一番優秀な者に継がせた。息子たちが全員ダメだったら、娘に優秀な婿をとって譲った。男の子たちは生活には困らないようにしてやったが、絶対家は継がせなんだ。『息子は選べないが、婿は選べる』ちゅうことや。

明治時代になって、民法ができて「家は長男が継ぐ」となったとき、商人たちは大反対した。そしてせめて生まれた順ではなく、認知した順番にしてくれと言った。子どもたちがある程度大きくなったら、誰が優秀かは分かってくる。生まれた時には認知せず、大きくなってから優秀な順番に認知する。そしてその順を相続の順番にさせてくれと言ったのだ」

江戸時代には、紀伊国屋文左衛門、淀屋辰五郎など、豪遊したと伝えられる豪商がいる。平和な江戸時代にあって武士は経済的に窮乏し、商人が力を持っていった例として語られる。

しかし、平和な世にあって、商人たちは、家を守るために親子の情をも犠牲にするほどの努力をしていたのである。

努力した者が必ず成功するとは限らない。しかし、いつの時代においても、成功するものはすべからず努力をしている

まとめ

結婚式で「〇〇家と□□家」の披露宴と紹介されることがある。結婚するのは個人なのに、いまだに家同士の結びつきの方が重視されるのかとの批判もある。

日本人が「家」を意識する背景には、江戸時代という平和な世にあっても

という歴史があった。